

室蘭市奨学金返還支援給付金交付要綱

令和2年4月1日策定

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の産業を担う人材の確保を目的とし、若者が本市に就職し、及び定住することを促進するために実施する奨学金返還支援事業に係る給付金(以下「給付金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給付金の交付対象者)

第2条 給付金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 室蘭市内の中小企業等に就業している正社員
- (2) 就業している中小企業等から、奨学金返還支援を受けている者
- (3) 室蘭市内に住所を有すること

(給付金の交付期間)

第3条 交付対象者ごとに、最大5年間とする。

(給付金の額)

第4条 給付金の交付額は、就業している企業等からの年間支援額と同額とし、上限6万円を支援する。(当該額に千円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額)

2 但し、企業の年間支援額と本市の年間支援額の合計額が支援対象者の年間の返還額を超える場合は、当該返還額から偉業の年間支援額を控除した額を支援するものとする。

(給付金の申請)

第5条 給付金の交付を受けようとする者は、室蘭市奨学金返還支援給付金申請書兼同意書に次に掲げる書類を添付し、交付対象者が就業し奨学金返還を受けている中小企業を通じて市長に提出しなければならない。

- (1) 在職証明書
- (2) 奨学金等の借入総額及び返還計画が確認できる書類
- (3) 企業からの年間支援額が確認できる書類
- (4) 交付対象者の就業先の中小企業の会社概要が確認できる書類
- (5) 企業が定める奨学金返還支援制度の規程等
- (6) 給付金振込口座の預金通帳の写し
- (7) 前各号に定める書類のほか、市長が必要と認めるもの

2 前項の申請は、当該年度の給付金に係る室蘭市奨学金返還支援給付金見込調査申請書を市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の給付金の交付申請があったときは、審査のうえ交付の可否を決定し、室蘭市奨学金返還支援給付金（不交付）決定通知書により申請のあった企業を通じて、申請者に通知するものとする。

(給付金の交付時期)

第7条 市長は、前条の規定により給付金の交付の決定をしたときは、すみやかに給付金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、虚偽の申請又はその他不正行為により助成金を受給したことが判明した場合は、給付金の交付の決定の全部又は一部を取消し、助成金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。